

下呂市発表		令和7年5月7日
担当課	担当者	電話番号
人事課	今井正典	0576-24-2222 内線218

市職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定に基づき、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、その内容を公表します。

記

1. 処分対象者と処分の内容等

処分対象者：市民保健部金山病院 医療職 60代（男）

処分内容：減給処分（給料月額の5分の1を6か月）

処分事由：勤務態度不良

概 要：●本年2月25日、処分対象者は勤務前に飲酒をした。
●その後、職場内の聴き取り調査を行った結果、勤務中に飲酒した事実はなかったが、出勤、退勤の時間を守れない、あるいは欠勤といった勤務態度不良の行為があったことが複数人から証言があり、飲酒のことも含め本人は事実であることを認めた。
●勤務前に飲酒してしまった判断能力に問題があり、病気に起因する可能性もあることから、処分対象者について一部非公表とした。

2. 発令日：令和7年5月7日

3. 備 考：処分日同日付で処分対象者は依願退職した。